□■養成所ニュースプラス第 20 号 2026□■

国試の出願期間が終わりました。この時期に大切なのはスケジュール管理です。1 日の何時間を勉強に充てていますか。1 か月後の到達点を明らかにして前に進みましょう。

38 期生の皆さんは、2 学期中期のレポート提出期間が近づいています。「ソーシャルワーク演習（専門）1」は、地域活動を「想定して」まとめることが求められています。課題文と「レポート作成のポイント」をよく確認してください。

先月「令和 6 年度使用者による障害者虐待の状況等」の結果が公表され、虐待認定人数の 85.0％が経済的虐待でした。最低賃金の減額特例適用を受けずに最低賃金未満で働かせている状況もあります。地域別最低賃金の適用が始まる 10 月は、利用者さんと「給与」を確認する機会でもあります。

今週の Plus Quiz は、「児童・家庭福祉」から「こども基本法」に関する五肢択二問題です。この問題も正解して終わりではなく、正解でない選択肢のどこが間違いかを説明できるようにしてください。

※科目名は、丸数字が文字化けするため算用数字で記載しています。

■Plus Quiz・・・・・

【第 37 回問題 95】こども基本法に関する次の記述のうち、適切なものを 2 つ選びなさい。

1．「こども」について、18 歳に満たない者と定義されている。

2．「こども施策」には、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援が含まれている。

3．基本理念の一つとして、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられることとされている。

4．都道府県は、こども大綱を勘案して、都道府県こども計画を定めなければならない。

5．児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通告義務が明記されている。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・

・（37 期生）住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・（37-38 期生）教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

※（37 期生）本養成所受講認定基準を満たす支給希望者には、10 月末日付けで、支給申請書類一式を発送いたします。

お手元への到着は 11 月上旬頃の予定です。今しばらくお待ちください。

※（38 期生）本養成所受講認定基準を満たす支給希望者には、11 月 15 日付けで、支給申請書類一式を発送いたします。

お手元への到着は 11 月下旬頃の予定です。今しばらくお待ちください。

・受講の手引に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

・第 39 回社会福祉士国家試験は、令和 9 年 2 月 7 日（日）です。

詳しくはこちら→https://www.sssc.or.jp/shakai/index.html

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下、ソ教連）主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→https://www.spw-mosi.com/exam/

※申し込み受付期間は終了していますが、ソ教連オンラインショップより申し込みが可能です。

詳しくは、養成所ニュースプラス第 17 号に添付しておりますチラシをご確認ください。
・本養成所主催、「受験対策講座」は web にて開催中です。
2 本目の「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」及び「更生保護出張講座」が視聴可能となりました。是非ご活用ください。
受験対策ページへアクセスはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529
※パスワード等の案内は、養成所ニュースプラス第 2 号、第 4 号に添付しています。
・福祉教育カレッジより、読解力養成講座のご案内です。
詳しくは、本メルマガに添付しておりますチラシをご確認ください。←New

■Plus Info・・・・・
その他の情報をお届けします
・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。
詳しくはこちら→http://www.aigo.or.jp/

■Back Number・・・・・
過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

■Plus Column・・・・・
【受験対策ミニ講座第 16 回／児童・家庭福祉】
1　第 37・38 回の科目の傾向
出題基準には 6 つの大項目がありますが、この 2 年間は網羅されているとは言い難く、偏った傾向が見られました。しかも、頻出の中項目「児童福祉法」だけでも範囲が広く、条約や法律も細かい点が問われる傾向にあり、一筋縄ではいかない科目と言えます。
少子化対策等で制度が動いている分野です。第 37 回では「意見表明等支援事業」「こども基本法」「女性支援新法」、第 38 回では「一時保護要件」「スクールカウンセラー活用事業」等新たな法律や動向の理解が求められています。
事例問題と五肢択二問題は、ともに 3 問ずつの出題でした。第 38 回問題 95 の「条約 182 条」は一般的な事例問題とは異なる作問で、戸惑われたことと思います。

2　国家試験の対策
事例問題では、社会福祉士が携わる機関や事業が、法制度をふまえ子どもや家庭をどのように支えるのかという問題が多く、子どもの権利を視点とした判断が求められます。そのためには、出題基準にある 16 の法制度を確認すること、同様に出題基準の小項目にある組織や専門職について簡単に説明できるようにしておくことが必要です。「こども家庭センター」と「児童家庭支援センター」等似ている言葉は、違いを確認してください。身近なもの、関心のあるもの、他の科目と重複するものから手を付けることも工夫です。
法制度の改正内容は、受験参考書にまとまっていますし、キーワードを検索して行政の説明スライドにあたるのもわかりやすいです。ひとり親家庭への支援、離婚後の親権、社会的養護、児童虐待等は、報道でも取り上げられます。普段からの関心が本番で役立つこともあります。
第 37 回では、問題 91「意見表明等支援事業」問題 94「障害児の支援」を、第 38 回では問題 93「乳児院入所児童の退所後方針」問題 94「スクールソーシャルワーカー活用事業」を確実に正解して、2 点は確保したいものです。

【Plus Quiz・・・・・正答と解説】
こども基本法は、2022（令和 4 ）年に制定され、「こども家庭庁」が設置された 2023（令和 5 ）年に施行されました。
第 1 条の目的では、(1)日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神、(2)こどもの権利の擁護、(3)こども施策を

総合的に推進するという３点が挙げられます。政府は「こども大綱」の策定義務があり（第９条)、「こどもまんなか社会」の実現にむけて「こどもまんなか実行計画」を毎年策定しています。これらの策定や政府全体の司令塔の役割を担うのが「こども政策推進会議」で子ども家庭庁に置きます（第 17 条)。

都道府県には「都道府県こども計画」を、市町村には、「市町村こども計画」を策定する努力義務があります（第 10 条)。こども基本法は、第 20 条までのコンパクトな法律です。この機会に目を通しておきましょう。

１．×法第２条で「こども」とは「心身の発達の過程にあるもの」と定義されています。児童福祉法は「満 18 歳に満たない者」、子ども・子育て支援法では「18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者」と定義されており、違いに注意が必要です。

２．〇法第２条第２項で「こども施策」として、(１)おとなになるまでの成長支援、(２)選択肢の親や子育ての支援、(３)養育環境の整備の３つが挙げられています。

３．〇法第３条第２号で選択肢を含めた６つの基本理念が示されています。社会専門テキスト３の 38 ページ表２－１を確認しておきましょう。

４．×法第 10 条で都道府県は「こども大綱」を勘案して「都道府県こども計画」を定めるように努めると規定されていて、選択肢のような策定義務はありません。

５．×選択肢は、「児童虐待法」や「児童福祉法」の内容であり、「こども基本法」には定められていません。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。
※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。
※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。
〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19ＫＤＸ浜松町ビル 6F
Copyright2016 YoseijoNewsplus